

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和3年12月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、12月度の受付台数は13,820台で前年同月比102.5%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 協議会からメール送信するzipファイルについて

各社においてもウィルス対策としてセキュリティ製品をインストールされていると思いますが、zip ファイルはウィルス感染したファイルが含まれる場合、検知が出来ない特徴があります。このことから協議会では現在使用している zip ファイルの他に7-zip ファイルを導入しました。今後は7-zip ファイルを活用する予定ですので、PCに7-zip ソフト（無料フリーソフト）のインストールを検討願います。PC環境でインストールできない場合は zip ファイルでの対応を継続しますので、その場合はご一報いただきますようお願いいたします。

導入予定日：令和4年4月1日 担当：牧野

2. 行政庁に検査済証の内容確認を行う場合の注意点について（平成29年1月月報掲載）

初回報告や戸開走行保護装置を設置後の定期検査報告の場合は、必ず定期検査報告書（第二面）第1項の記載が必須です。所有者等に確認しても不明な場合は、必ず管轄行政庁に出向き、担当官へ昇降機の定期検査報告が初回であること又は戸開走行保護装置の設置後で記載が必要であることを伝えてください。それでも不明な場合は相談した担当部署、担当官の氏名とともに記載報告が出来ない理由を定期検査報告書内又は別紙に記載願います。（付箋は剥がれる恐れがあるため不可）特に初回報告物件は定期検査報告書（第二面）第1項の記載がないと受付出来ませんのでよろしくお願い致します。（全行政庁）

3. 報告書様式及び届出書について

押印廃止に伴い定期検査報告書（第一面）及び定期検査報告概要書（第一面）の様式が変更になり約1年が経過しましたが、いまだに旧様式での報告が散見されます。特に初回報告物件に多く使用されていますので、作成時には協議会ホームページの帳票ダウンロードを利用する等で新様式での報告をお願いします。また届出書についても同様に新様式で作成のうえ提出するようお願いいたします。なお令和4年4月1日より旧様式は返却対象とさせていただきます。

4. 「要是正の指摘あり」の改善完了届に添付する写真について

現在「要是正の指摘あり」の改善完了届に写真が必要な行政庁は以下の8行政庁です。

○改善後の写真が必要：茨木市、神戸市、宝塚市、川西市

○改善前後の写真が必要：大阪府、高槻市、守山市、生駒市

その他の行政庁については現在のところ写真添付は必要ありませんので、承知おきください。また「要是正の指摘あり」の改善完了届は3部作成していただいておりますが、写真の添付は正・副の2部で結構です。

以上